

山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

山口市関わりしろ創出モデル事業支援業務

2. 目的

関係人口の創出・拡大を図るため、地域の「関わりしろ（地域を良くするために人が関わる余白、伸びしろ）」の情報発信や具体の活動につなげていくコーディネーターを育成するとともに、地域での受け入れ・交流事業の試行体験プログラムを実施し、本市に貢献したい、関わりを持ちたいと考える都市部の人材が、関係人口となるきっかけづくり、土壌づくりを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

4. 対象エリア

対象エリアは、農山村エリア（本市の市域のうち、徳地地域、阿東地域、仁保地域、小鯖地域、陶地域、鑄銭司地域、名田島地域、秋穂二島地域及び秋穂地域をいう。）のいずれかの概ね小・中学校区程度のエリア規模（ただし、徳地地域、阿東地域については、この限りでない。）を想定するものとし、受託後、委託者と協議して決定するものとする。

5. 委託業務の内容

（1）「関わりしろ」の構築支援

関係人口の創出・拡大を図るため、地域の「関わりしろ」の創出を図るため以下の事業を実施し、構築支援を行うこと。

① 関係人口セミナーの開催

地域で活動したい関係人口を受け入れる機運を高めるため、関係人口についての市民向けのセミナーを開催すること。なお、セミナーの講師は、関係人口についての知識を備えたものであること。

また、②に記載の講座の説明会を兼ねるものとする。

② 関係案内人育成講座の開催

地域や自らの活動を「関わりしろ」として、関係人口が継続的に関わるができるものとなるよう、本市内で活動を行っている団体、個人を対象に関係案内人育成する連続講座を開講し、受講生の募集、講座の運営を行うこと。

なお、講座の開催回数は3回程度とし、うち1回は試行体験プログラム実施後に行うこと。

(2) 地域や関係団体等と関係人口のマッチング・フォローアップ

都市部の関係人口とのマッチング・フォローアップ及び関係案内人育成講座で企画したプロジェクトの試行体験プログラムを企画すること。

① 地域や関係団体等とのマッチング

都市部の関係人口のニーズと本事業で取り組む「関わりしろ」の整合を図り、②の試行体験プログラムへの集客を行うこと。

② 地域での受け入れ・交流事業の試行体験プログラムの実施

関係案内人養成講座により立ち上げたプロジェクトを基に、関係人口を地域で受け入れる試行体験プログラムの企画・運営、受け入れ支援を行うこと。

③ SNS等を活用した交流支援

関係人口との継続的につながるきっかけとなるようSNS等を活用したフォローアップを行うこと。

(3) 課題検証

本業務を通じて関係人口施策を進める上での課題の整理を行い、「関わりしろ」の創出、関係人口案内機能等を構築していく際の提案を報告書にまとめること。

6. 事業の統括

本業務が円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

7. 著作権について

本業務により作成された制作物の所有権、著作権及びその他の権利は山口市に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき委託者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。

8. 委託経費及び経理に関する留意事項

(1) 対象経費は、本業務に係る人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、旅費、広報費、会場使用料、印刷製本費、一般管理費ほか、事業の実施に必要な

と認められる経費とする。

- (2) 対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。
- (3) 要した経費は、領収書、金融機関口座の通帳等で確認できるようにすること。また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。
- (4) 本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (5) 業務に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

9. 業務成果

次に記載する成果品を作成し、電子データ及び以下の部数を事務局へ提出すること。

- (1) 委託業務成果報告書 2部
- (2) 打合せ資料・関係機関等協議資料 2部
- (3) その他委託者が指示するもの

10. その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、事務局の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり疑義や変更が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上、業務を進めること。
- (3) 業務遂行にあたり、個人情報の取扱いについては山口市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。